

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第191号
事故等種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成25年10月14日（月、祝日） 18時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市厳島南西方沖 広島県大竹市所在の大竹港小方一文字防波堤南灯台から真方位069°3,050m付近 （概位 北緯34°14.6′ 東経132°15.7′）
事故等調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 順清丸 ^{じゅんせい} 、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	270-37802広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 かき筏 竹製の枠組みが折損及び割損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて廿日市市塩屋漁港に向けて帰途につき、船長が、操縦席で見張りを行い、手動操舵により、厳島南西方沖を北西進中、厳島南西方沖にかき筏（以下「本件かき筏」という。）があることを知っていたが、本件かき筏に設置された標識灯を確認できず、平成25年10月14日18時30分ごろ本件かき筏に衝突した。 本件かき筏付近は、市街地の明かり及び月明かりの海面反射があった。 船長は、本件かき筏に衝突したことを海上保安庁に連絡した。 本船は、引き下ろしができなかったので、船長及び同乗者は、来援した知人の船に移乗して塩屋漁港に戻った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期 日没時刻：17時38分 月出時刻：14時33分、月齢 8.6
その他の事項	船長は、衝突後、本件かき筏付近に黄色の閃光灯が光っていることを認めた。 本件かき筏は、辺の長さが10m×20mの長方形であり、本件かき筏の北端には、水面からの高さ2m以上の所に黄光の閃光を発する灯器を有する光達距離3kmの標識灯が設置されていた。

	船長及び同乗者は、それぞれ救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、厳島南西方沖を北西進中、船長が本件かき筏に設置された標識灯を確認できなかったことから、本件かき筏に衝突したものと考えられる。 船長は、市街地の灯火及び月光の海面反射により、標識灯を確認できなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、厳島南西方沖を北西進中、船長が本件かき筏に設置された標識灯を確認できなかったため、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダーを設備しない船舶は、夜間、航行する場合は、速力を減じ、見張りを適切に行うこと。